

令和8年度 文化を活用した地域交流創出事業 募集要項

I 補助事業の内容

1 事業の趣旨

滋賀県には、原風景ともいふべき琵琶湖を中心とした自然美、自然と共生する文化の中で生まれ大切に守り伝えられてきた文化財、伝統工芸等の暮らしに根付いた美意識、さらには、アール・ブリュット作家や県内アーティストによる創作、美術館やホールで触れられる先端的な芸術など、過去から現在に連なる多様な美の資源が存在している。

このような多様で豊かな美の魅力が各地域に満ち溢れている滋賀県において、地域に根差した文化やアートを活用した取組をつなげ、分野や地域を超えた交流を創出するため、新たな仕組みの構築や北部地域の振興につながる取組等を支援することを目指す。

2 事業期間

交付決定の日から令和9年2月28日まで

3 補助の対象となる者

補助の対象となる者は、特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、協同組合、自治会、任意団体および企業（以下「団体等」という）ならびに市町（実行委員会の構成員の場合に限る。）とし、団体等については、次の要件をすべて満たすこととします。

- (1) 滋賀県内に所在地または活動の拠点を有すること
- (2) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること
- (3) 自ら経理し、監査することができる会計経理体制が明確にされていること
- (4) 文化施設の経営を目的とする者および宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと
- (5) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること

4 補助の対象となる事業

(1) 原則として以下の要件をすべて満たすこととします。

①次のいずれかに当てはまる事業であること

ア 北部振興型（補助上限額2,000千円）

地域に根差した文化やアートを活用した取組をつなげ、分野や地域を超えた交流を創出するための新たな仕組みの構築に資する事業で、かつ北部地域（長浜市、高島市、米原市）への移住や北部地域とつながる人の増加に資する事業

イ 北部振興・交流創出型（補助上限額2,000千円）

地域に根差した文化やアートを活用した取組をつなげ、分野や地域を超えた交流を創出するための新たな仕組みの構築に資する事業で、かつ一部に北部地域（長浜市、高島市、米原市）への移住や北部地域とつながる人の増加に資する事業が含まれる事業

ウ 交流創出型（補助上限額 2,000 千円）

地域に根差した文化やアートを活用した取組をつなげ、分野や地域を超えた交流を創出するための新たな仕組みの構築に資する事業で、上記ア・イに該当しない事業

- ②滋賀県内で行われる事業であること
- ③広く一般に開かれた事業であること
- ④実施する事業の効果が県域全体または広域に及ぶ事業であること
- ⑤補助対象経費が 750 千円以上の事業であること
- ⑥交付決定の日から令和 9 年 2 月 28 日までに実施する事業であること

（取組例）

- ・滋賀の美をこれまでの概念やジャンルにとらわれることなく、新たな共通性や関係性を持って発信する取組
- ・人々や地域が親しみ、支え合ってきた美の資源で人をつなぎ、美の資源を守ることを通して、地域そのものを次世代へとつなげる取組
- ・地域で守ってきた美の魅力を外の人に公開し、見てもらいながら守っていく取組
- ・施設に陳列した美を見せるだけでなく、創造活動の現場や暮らしの場とつながり、現場と交流しながら魅力を発信する取組
- ・滋賀の美の敷居を低くすることで誰もが気軽に参加できるようにする取組
- ・県民自身に発見し、理解してもらいながら、自分たちの声で滋賀の美の魅力を伝えていく取組
- ・美を通じた人と地域、社会の活動により、県民生活の満足度を高めるとともに、経済の振興、地域の活性化につなげる取組

（2）補助の対象とならない事業

以下の事業については、補助対象となりません。

- ①滋賀県外で行われるもの
- ②専ら営利を目的とするもの
- ③慈善事業等への寄附行為を主目的としたもの
- ④特定の団体・企業の宣伝を目的とするもの
- ⑤政治的、宗教的な宣伝意図を持つもの

5 応募できる事業の件数・規模

（1）応募できる事業数は、1 団体につき原則 1 件とし、年度内を通じて行う一連の事業を交付対象事業とします。

（2）補助金の要望額は、補助の対象となる経費のうち、750 千円以上 2,000 千円以下とします。

（3）補助金の額は、滋賀県の本補助事業予算の範囲内で決定されるとともに、審査の結果が補助金の額に反映されるため、要望額全てを満たすとは限りません。

6 補助対象経費

(1) 補助対象となる経費

補助対象となる経費は、補助対象事業および当該準備に要する経費のうち、次に掲げる経費とします。金額等により積算根拠を明確にした上で計上してください。

区 分	細 目	内 訳
出演・ 音楽・ 文芸費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料、エキストラ料、助演料等
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作料、音楽編集料、副指揮料、コレパティ料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料等
	文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、著作権使用料、舞台美術・衣装等デザイン料、脚本料、翻訳料、字幕制作費、原稿料、原作料、企画制作料、作品制作料等
舞台・ 会場・ 設営費	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、履物費、照明費、音響費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料、舞台設営費等
	作品借料	作品借料、作品保険料等
	上映費	上映費、映写機材借料、映写技師謝金、同時通訳関連機器借料等
	会場費	会場使用料（付帯設備費を含む）、会場設営費、会場撤去費等
	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費等
賃金・ 旅費・ 報償費	賃金	事務整理等賃金、会場整理等賃金、作業員賃金、労災保険料等 ※臨時に雇用する場合に限る。
	旅費	国際航空賃、国内交通費、宿泊費、日当等
	報償費	ワークショップ講師等謝金、講演講師等謝金、原稿執筆謝金、会議出席謝金、指導謝金、託児謝金等
雑役務費 消耗品費 等	雑役務費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、立看板費、借料および損料、傷害保険料、請負費等
	印刷費	印刷製本費
	消耗品費	消耗品費、ワークショップ材料費等
	通信費	通信費、郵送料
	会議費	会議費
委託費	委託金	委託費（事業全体経費の2分の1以下）

(2) 補助の対象とならない経費

職員給与（充当含む）、団体の役員に対する賃金、事務所維持費（光熱水費、電話代等を含む）、事務機器・事務用品等の購入・借用費、航空・列車等の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金等）、タクシー代、印紙代、作品購入費、楽器・楽譜購入費、代引き手数料、振込手数料、交際費・接待費、手土産代、レセプションパーティーにかかる経費、打ち上げ費、飲食にかかる経費（食材費も含む。ただし、会議等の際提供するお茶代等は可）、記念品代、賞品・賞金代、施設整備費、備品購入費 等

※これらの経費は外部委託した場合についても計上できません。

7 他の助成プログラムへの応募について

他の自治体の補助金と併用することは可能ですが、応募申込書にその内容を記載してください。

8 採択見込数

予算の状況、要望額、応募件数にもよりますが、おおむね6件程度（うち北部振興型2件程度）を採択予定とします。

II 応募内容の審査

1 審査の仕組み

提出された応募申請書および申請者によるプレゼンテーションに基づき、専門評価員による事業選考会に諮り、対象事業を決定します。

なお、プレゼンテーション審査には、専門評価員による書類選考における上位10者程度が参加できることとし、令和8年6月23日10時～16時頃の実施を予定しています。（10者を超える応募があった場合、全ての申請者がプレゼンテーション審査に参加できるとは限りません。）

プレゼンテーション審査への参加可否については、令和8年6月19日までに、全ての申請者に電子メールで通知します。また、プレゼンテーション審査へ進むことができる申請者には、併せて詳細な時間や参加方法も連絡します。

審査にあたっては、企画内容について、本事業の趣旨、要件に沿った内容であるか等、次に掲げる審査の視点により点数化して総合的に評価します。

◆審査の視点◆

- 1 本事業の趣旨に沿い、地域に根差した文化やアートを活用した取組をつなげ、分野や地域を超えた交流の創出、新たな仕組みの構築、北部地域の振興のいずれかにつながる内容か。
- 2 美の魅力を県内外に広く発信する取組か。
- 3 多くの県民が参画できる取組か。
- 4 多様な主体と連携した取組か。
- 5 提案された事業に新規性、創意性があるか。
- 6 活動が将来にわたり継続される見込みがあるか。（体制、資金調達の観点から）
- 7 取組を適切かつ確実に実施できる人員体制や役割分担か。
- 8 計画に対して妥当な経費が計上されているか。

2 審査後の手続き

(1) 審査結果の通知

応募のあった事業の審査結果については、採択・不採択に関わらず文書により通知します。電話による問合せには応じることができません。

(2) 補助金交付申請書の提出

- ①審査の結果、採択となった団体は、これを受諾した場合、補助金交付申請書に関係書類を添えて、別に定める期日までに滋賀県観光文化スポーツ部文化芸術振興課振興係へ提出する必要があります。
- ②補助金交付申請書の様式や必要な関係書類については、採択となった団体へ改めて通知します。
- ③滋賀県は、補助金交付申請書を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合について交付決定を行います。(申請状況等によりますが7月下旬頃を見込んでいます。)

(3) 補助金の額の確定(精算)

- ①採択された団体は、事業終了後速やかに補助金実績報告書等を提出いただき、補助金交付申請書に記載されている事業計画どおりに実施されているか等について審査します。
- ②補助金実績報告書の様式や必要な関係書類については、採択となった団体へ改めて通知します。
- ③精算時において、補助対象経費から寄附金その他参加料等の収入額を控除した額が補助金交付申請書に記載の額より少額になった場合は、補助金の額が減額となります。

(4) 補助金の交付

原則として、補助金の交付(支払)は、実績報告書を審査のうえ、補助金の額の確定後に行います。ただし、事業遂行のために必要と認められる場合は、概算払ができるものとします。

(5) 補助事業の変更・中止

事業計画書は、採択後に変更が生じることがないように、十分検討の上、作成してください。

万一、やむを得ない事情等により事業内容等に変更が生じる場合や、事業の実施が困難になった場合は速やかに滋賀県観光文化スポーツ部文化芸術振興課振興係へ御連絡ください。

交付決定後に事業内容等を変更する場合、原則変更申請の手続きが必要となります。

3 その他

(1) 「事業推進員」の設置

事業を中心となって推進する「事業推進員」を1人以上設置するとともに、滋賀県が開催する成果発表会等に原則として出席していただきます。

(2) 広報への協力

本事業の実施にあたっては、多くの人に滋賀の美の魅力に触れていただけるよう、滋賀県文化芸術ポータルサイト SHIGA art や SNS 等にて広く発信するため、視察や写真・映像・資料等の提供に協力していただきます。

(3) 関係書類の保管

補助を受けた事業については、当該事業に関する帳簿および関係書類、銀行振込明細等の証拠書類等を事業終了後5年間保管する必要があります。

(4) 成果発表会への出席

事業の成果について、滋賀県が開催する成果発表会で報告することとします。

(5) 成果物

事業で作成した活動報告書・記録集等を指定する期限までに滋賀県へ提出することとします。

(6) その他

- ①助成対象となった事業については、団体名・事業の概要を滋賀県文化芸術振興課のホームページに掲載します。
- ②助成対象となった事業で作成される印刷物（パンフレット、ちらし、ポスター、報告書等）には、本事業名を掲載してください。
- ③事業の実施においては、滋賀県文化芸術振興課職員等による事業視察を行う場合がありますので、御了承願います。
- ④滋賀県補助金等交付規則またはこの要領に定めるもののほか、この補助金の交付にあたり必要な事項は別に定めます。

Ⅲ 応募申請書の提出

1 提出書類

(1) 応募申請書（様式1）

事業の趣旨等を簡潔に記載してください。

(2) 事業計画書（別紙1）

事業の趣旨を踏まえ、事業の計画書を作成、提出してください。

(3) 積算詳細（別紙2-1、別紙2-2）

事業に必要な費用について、必要経費（税込み）を記載してください。

また、参加料等の収入が発生する場合は記載してください。

(4) 誓約書（別紙3）

(5) 団体運営に関する書類（定款または規約および役員名簿）

役員名簿には氏名、氏名読み仮名、生年月日を必ず記載してください。

(6) 応募申込書提出チェックシート

2 応募申請書の提出期限および提出方法等

(1) 応募書類の提出期限

令和8年5月28日（木）17時（必着）

※提出期限以降に届いた応募書類は、開封せず返却します。

※如何なる理由による提出の遅延も認めませんので、期限に余裕をもって御提出ください。

(2) 提出方法

下記（3）に示す場所へ、いずれかの方法で提出してください。

①郵送または持参による提出

※『文化を活用した地域交流創出事業補助金 応募申請書在中』と朱書きの上、簡易書留、特定記録、レターパック等の追跡可能な方法で提出してください。

②電子メールによる提出

件名は、『文化を活用した地域交流創出事業補助金 応募申請』とし、添付書類は全て PDF で送信してください。

(3) 書類の提出先、事業に関する問合せ先

〒520-8577

滋賀県大津市京町 4-1-1 県庁新館 4階

滋賀県観光文化スポーツ部文化芸術振興課振興係

TEL : 077-528-3345 FAX : 077-528-4833

E-mail : sc0001@pref.shiga.lg.jp

① 質問受付期限

令和8年5月18日(月)17時(必着)

② 質問方法

上記問合せ先まで電子メールを送付してください。なお、メール本文中に下記項目を明記し、3営業日以内に返信がないようでしたら、お手数ですが電話にて御連絡ください。

(メール本文に記載する項目)

- ・団体等名
- ・担当者名
- ・回答を受信するメールアドレス
- ・電話番号
- ・質問事項(簡潔・具体的に記載)

③ 電子メールでの質問に対する回答

滋賀県観光文化スポーツ部文化芸術振興課ホームページに令和8年5月21日までに掲載します。

※応募に関する説明会は開催しません。